

## 令和2年度入湯税の使途状況について

入湯税は目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）要する費用に充てるため、入湯客に課税する税金です。

令和2年度における入湯税の使途状況については、下表のとおりです。

(単位：千円)

充当事業の区分	歳出決算額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税充当額
環境衛生施設	4,400					4,400	200
鉱泉源の保護管理施設	0						
消防施設等	65,131			64,400		731	400
観光施設	375					375	300
観光振興	27,624		15,064			12,560	875
合 計	97,530	0	15,064	64,400	0	18,066	1,775